

課外活動団体における感染防止に係るガイドライン

三重大学危機管理委員会
三重大学学生委員会
(2020年9月16日)

はじめに

三重大学では新型コロナウイルス感染防止の観点から、本年3月以降、課外活動の全面停止を要請（5月15日以降はオンラインでの活動を容認）してきました。その後、6月上旬の行動指針改訂を受けて、7月から一部の対面での活動が開始されることになりましたが、その直前の6月29日に危機管理委員会と保健管理センターの連名で、「課外活動（運動系・文化系）における感染予防基本対策について」および「運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」を公表し、注意喚起をいたしました。

三重大学において課外活動を一部対面で行うに当たっては、「新しい生活様式に基づく活動計画」の提出を行い、学生総合支援センターによる認可を得る必要があります。加えて、「新型コロナウイルス感染防止に係る検討結果報告書」の提出を9月に新たに義務付けました。

そもそもこうした厳格なチェック体制を構築せざるを得ないのは、本学で発生したクラスターが課外活動団体に所属するメンバーが学外で懇親を目的として集団による活動を行った結果発生したものであり、感染防止対策が極めて不十分であったことに起因しています。本学で二度とクラスターを発生させないためにも、課外活動団体のあり方を今一度見直すことが社会的にも求められています。

課外活動における感染予防の基本対策や課外活動中の対策については、上記の文書を徹底することとし、ここでは、課外活動団体としての感染防止に係るガイドラインを示すこととします。

1. 課外活動団体としての感染防止対策に関する基本的考え方

課外活動団体に所属するメンバー一人一人にまず求められるのは、自らが感染しないように心がけることはもちろん、他者を感染させないようにすることです。マスクの着用や、3密を避ける対応（ソーシャルディスタンスの確保や換気など）を徹底するなど、新しい生活様式に基づく行動を全てのメンバーが日々実践しなければなりません。

課外活動団体の組織として求められるのは、感染を拡大しないような対応を徹底することです。「新しい生活様式に基づく活動計画」を策定し、それを所属メンバー全員で実行しなければなりません。加えて、メンバーの一人一人が学内での活動時間外もしっかりと自覚を持って行動することが求められます。所属メンバーが集団で連れ立って飲食を行ったり、遊びに行ったりした場合、それはクラブの懇親を目的とする課外活動と認定されますので、

控えなければなりません。地域に根ざした本学の構成団体としての自覚を持ち、感染拡大を防止するという社会的責任を負っていることを忘れないでいただきたいと思います。

なお、課外活動団体の関係者に感染が疑われる場合や感染が判明した場合は、速やかに顧問教員および学生支援チームへの報告をお願い致します。

2. 課外活動団体としての活動条件《ガイドライン》

本学における課外活動団体として活動を行う場合、以下の条件が求められます。

1. 本学に課外活動を行う「団体結成届」を提出した上で、「新しい生活様式に基づく活動計画」および「新型コロナウイルス感染防止に係る検討結果報告書」を提出し、それが認可された団体であること。
2. 活動に参加する所属メンバー全員が、活動日の前2週間分の体調等を「自己健康行動記録シート」に必ず記録し、仮に問題が発生した場合に直ちに提出が可能なこと。
3. 本学以外の所属メンバーの学生が活動に参加する場合も、上記2項と同様の対応を取ることができること。
4. 課外活動の範囲は、学内・外で実施する課外活動団体による集団#での活動であり、団体の活動を促進、円滑化するための懇親を目的とする行事等を含むものとする。
集団は3名以上を目安とする。
5. 感染予防責任者を置き、感染予防責任者は団体内における感染予防対策に関する周知、情報共有を図り、学生支援チームとの連絡役となること。
6. 所属メンバー、活動に参加するメンバーの変更があった場合には、速やかに学生支援チームに必要な書類の提出を行うこと。
7. 所属メンバー間において集団での飲食（下宿等での飲食を含む）や娯楽行事を行わないこと。
8. 宿泊を伴う練習や遠征、試合、公演等は、原則として行わない。やむを得ない場合は、活動計画書に記載された感染防止対策の実施計画を審査し、許可することがある。
9. ミーティング等はオンラインを活用して行うことを基本とすること。

最後に、課外活動を実際に行う際には、所属メンバー全員が「課外活動（運動系・文化系）における感染予防基本対策について」を熟読（運動系の団体の場合は「運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」も併読）し、遵守すること。また、本ガイドラインは三重大学行動指針の管理レベル0.5の適用期間中は厳守すること。

3. 課外活動の停止について

上記の課外活動の条件および自らが策定した活動計画書等に違反する事案が認められた場合には、団体の活動を停止させることがあります。

以 上